
異種用途区画について

平成9年春期部会

令第112条第12項に規定する異種用途区画の適用の範囲について

令第112条第12項において要求される異種用途区画にあつては、法第24条各号の一に該当する部分とその他の部分との防火区画は耐火、準耐火を含めて全ての構造の建築物を対象として適用される。